

院内感染対策指針

1. 院内感染対策指針の目的

この指針は、院内感染の予防・再発防止策及び集団感染事例発生時の適切な対応など当院における院内感染対策体制を確立し、適切かつ安全で質の高い医療サービスの提供を図ることを目的とする。院内感染防止対策を全従業員が把握し、病院の理念に則った医療が提供できるよう、本指針を作成する。

2. 院内感染対策に関する基本的な考え方

(1) 院内感染対策に関する基本的な考え方

当院の院内感染対策は、医療機関においては感染症の患者と感染症に罹患しやすい患者とが同時に存在していることを前提に、手厚い医療的なケアを行う際に必然的に起こりうる患者・職員への感染症の伝播リスクを最小化するとの視点に立ち、全ての患者が感染症を保持し、かつ罹患する危険性を併せ持つと考えて対処する「スタンダードプリコーション」の観点に基づいた医療行為を実践する。あわせて感染経路別予防策を実施する。

個別および病院内外の感染症情報を広く共有して院内感染の危険および発生に対して迅速に対応することを目指す。

また、院内感染が発生した事例については、速やかに補足、評価をして、事例を発生させた感染対策システム上の不備や不十分な点に注目し、その根本原因を究明し、これを改善していく。

(2) 院内感染対策委員会

当院感染対策に関する院内全体の問題点を把握し改善策を講じるなど院内感染対策活動の中核的な役割を担うために、院内の組織横断的な院内感染対策委員会を設置する。

院内感染対策委員会は、各部署1名以上の者で構成する。実践現場での医療関連感染対策を効率的かつ迅速に運営するための実行メンバーとしてリンクナースを置く。

委員会は毎月第2月曜日に開催する。また、必要な場合委員長は臨時委員会を開催することができる。感染対策委員会の委員長は、病院長とする。

院内感染防止委員会・リンクナース・ICT（院内感染防止対策チーム）の業務、組織、運営については、「広瀬病院院内感染対策委員会規定」に定める。

所掌業務は

- 1 院内感染の発生を未然に防止する予防対策に関すること。
- 2 院内感染が発生した場合における緊急対策に関すること。
- 3 院内感染に関連し、職員の健康管理に関すること。
- 4 院内感染防止のために必要な職員教育に関すること。
- 5 院内感染指針及びマニュアルの作成・見直し。
- 6 ICT（院内感染防止対策チーム）の会議結果の審議に関すること

- 7 リンクナースとの連携・指導
- 8 その他必要と認められる事項

(3) ICT（院内感染防止対策チーム）

所轄業務は

- 1 定期的（1回/週）な院内巡回。
- 2 院内感染患者の把握。
- 3 院内感染情報の収集および広報に関すること。
- 4 感染対策委員会への報告と検討。
- 5 滅菌・消毒・清掃に関すること。
- 6 職員への教育。
- 7 その他院内感染に関すること。

(4) 院内感染対策に関する職員研修についての基本方針

委員会は研修会・講習会を年2回以上開催する。

研修会・講習会は院内感染に関する教育と実習とを行い、必要に応じて、全職員対象、各部署代表を対象とするもの、特定の部署を対象にするものとする。また、院外の感染対策を目的とした各種学会、研修会、講習会の開催情報を広く告知し、参加希望者の参加を支援する。

(5) 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

院内感染とは、病院内で治療を受けている患者が、原疾患とは別に新たな感染を受けて発病する場合を指す。なお、病院に勤務する職員が院内で感染する場合も含まれる。

当院の感染情報レポートから細菌検査の検出状況を把握し、感染対策委員会および ICT に報告する。

(6) 院内感染発生時の対応に関する基本方針

職員は、院内感染が発生した場合には、発生部署責任者が院内感染対策委員長に報告し、別紙「院内感染発生時連絡経路」によって連絡をし、内容によって緊急委員会を設置し、二次感染の予防、治療の方針・指示をする。また、医療に関する法律に規定される診断及び届出は基準に沿って担当医師が行う。

(7) 病院における院内感染対策の推進

- 1 院内感染防止のため、病院職員は本指針及び各職場共通の別紙「院内感染対策マニュアル」を遵守する。
- 2 病院職員は、自らが院内感染源とならないため、定期健康診断を年1回以上受診し、常に健康管理に留意する。
- 3 本指針及びマニュアルは必要に応じて見直し、改訂結果は病院職員に周知徹底する。

(8) 患者への情報

疾病の説明とともに、感染防止の意義及び基本手技（手洗い、マスク使用等）についても説明して、理解を得た上で協力を求める。

(9) その他

- 1 職員は、感染対策上の疑義が出た場合、委員会に意見を求めることができる。
- 2 委員はその職務に関して知り得た事項のうち、一般的な院内感染防止対策以外のものは委員会及び院長の許可なく、院外の第三者に公開してはならない
- 3 下記に掲げるものを診断した時は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める期日内に保健所長を通じて都道府県知事へ届け出る
 - ① 一類感染症の患者、二類感染症又は三類感染症の患者又は無症状病原体保有者及び新感染症にかかっていると疑われる者。
 - ② 四類感染症のうち、後天性免疫不全症候群、梅毒、マラリアその他厚生労働省令で定めるものの患者（後天性免疫不全症候群、梅毒、マラリアその他厚生労働省令で定める感染症の無症状病原体保有者を含む。）

(10) 本指針の閲覧

本指針の内容を含め、職員は患者との情報の共有に努めるとともに、患者およびその家族等から閲覧の求めがあった場合には、これに応じるものとする。また、本指針についての照会には感染対策委員長が対応する。

この指針は、平成 21 年 1 月 25 日から実施する。

平成 23 年 12 月 1 日 一部改訂

平成 24 年 4 月 1 日 一部改訂

平成 24 年 9 月 1 日 一部改訂